

個人情報保護委員会（第96回）議事概要

- 1 日時：平成31年3月26日（火）14：00～15：30
- 2 場所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：嶋田委員長、熊澤委員、丹野委員、小川委員、中村委員、大滝委員、藤原委員
其田事務局長、福浦事務局次長、的井総務課長、佐脇参事官、三原参事官、山崎参事官、松本参事官

4 議事の概要

（1）議題1：いわゆる3年ごと見直し（ヒアリング）について

ヒアリング対象の団体として、日本商工会議所の久貝常務理事及び小松情報化推進部長が会議に出席した。

久貝常務理事から、以下のとおり口頭で説明が行われた。

「最初に、日本商工会議所がどのようなものか紹介したい。商工会議所は全国で515あり、概ね市町村の単位でいうと市に1つの商工会議所がある。町村部には商工会が1,600ある。また、全国の会員数は125万者ということで、地域のような規模・業種の商工業者で会員が構成されている。商工会議所のミッションは、中小・小規模事業者の活力の強化、地域経済の活性化ということで、様々な活動を行っている。また、全国の商工業者の声を取りまとめ、政府への政策提言や事業展開を行っており、これらは商工会議所法にのっっている。全国の中小企業は358万者ということで、全国企業の約99.7%である。この中小企業が直面する共通の課題は人手不足である。毎年アンケート調査を行っているが、4年連続で5ポイントずつ増えており、今65%の企業で人手不足のため、てんてこまいという状況である。そこで、これに対応するための女性・高齢者といった多様な人材の活用、生産性の向上やITの利用等について経営課題として取り組んでいる。

個人情報を巡る状況としては、各地から色々な声が寄せられており、紹介したい。個人情報を取り扱う中小企業の場合、単に経営上のリスクとして捉え、触らぬ神に祟りなし、とって済ませたり、手続が面倒なので取扱いを回避する企業が少なくないと聞く。また、個人情報として扱われているものが必ずしも個人情報ではないのではないかという例、該当していても適切に対応すれば問題ないのではないかと思われる例がある。例えば最近の話では、商工会議所は会員企業に対して景気の動向等の調査・ヒアリングを行い、それをまとめて公表しているところ、会員企業にヒアリングや調査をお願いしても、個人情報ということで、会員企業から、それを方便に断られるケースがあると聞いている。ある会議所の担当者が、市外の、すなわち他の

商工会議所からこちらの会員企業を紹介してほしいと依頼を受け、それを上司に相談したところ、個人情報のこともあるのでタウンページを見てもらうよう指示があり、そのように伝えたところ、会員企業に聞くくらいのことをしてもらえないのかと、呆れられたという話もある。また、商工会議所は、商工会議所法に基づいて地域商工会議所の台帳を作成している。この台帳を基に、以前は会員名簿を商工名鑑という名前で販売することが多かったが、近年は出版を中止、あるいは継続していても会員企業の個人情報の取扱いに過敏になって名簿への掲載を希望しないケースが出てきている。そうすると名鑑を出せないということも聞いている。商工会議所にとっては会員企業間、あるいは地域を越えたマッチング、すなわち企業を紹介するチャネルの機能を持っているはずが、なかなかそれができない。会員企業の情報が商工会議所のレゾンデールであるところ、なかなか難しくなっている、その理由の一つが個人情報にあるのではないかと聞いている。それから、大きな話として東京一極集中の問題がある。地方は人口減少の一方で何とか社会減を止めようということで、地方に移住し創業するならお金を出すという取組をしている。例えば移住の手続きをとってみると、住民票その他の手続きをすることになるが、来ても稼がなきゃいけないので創業する。カフェや農業を始めようと、商工会議所に相談に来られるが、当然お金があるので金融機関に行かないといけない。それで自治体から、こういう者でこんな人が東京から来られると個人情報が入るが、そういう情報を自治体から商工会議所や金融機関がシェアすれば話が早いのに、それぞれに情報を出さないといけない。自治体から商工会議所に、こういう人が商売を始めたいということで電話位はくると思うが、それ以上の情報は出してくれないので、同じことを聞かないといけない。金融機関に行ったらまた同じ話を聞かないといけない。逆に移住する人の負担が大きいという話を聞く。

それから、個人情報とそうでない情報を仕分けるとか、同意を得る手順の具体的方法が分からない、面倒だということで、商工会議所にも反省すべき点はあると思うが、全てを個人情報と紐づけてしまう、要するに何もしないということになる雰囲気がかかなり強いと感じている。個人情報の取扱いに関しては、誤解、萎縮、過剰反応が未だに根強いので、どういうことが大事で、こういうことを守ってほしいということの更なる周知が必要と考えている。

自治体との連携では、法律に詳しい自治体の職員を運用面で活用しきれていない例があるのではないかと、改めて国民一般に分かりやすい周知・広報をお願いしたい。

商工会議所としても、会員向けの説明会や、委員会の作ったチラシを配布

することは、これまでも何万単位で行ってきているが、事業者が本当に知りたいのは、自社の個別ケースの扱いである。これまでもある程度やっていたと思っていると思うが、委員会のWebサイトのQ&Aや事例集の充実をお願いしたい。また、商工会議所が主催するセミナーについて、委員会からの講師派遣を私どもが依頼すると、大きいところは集まるから良いのだが、地方の小規模な会議所もあり、そこで一定の人数要件、100人というのがあると聞いているが、その100人が集められない商工会議所もあるので、そのあたりは柔軟に対応いただければと考えている。

なお、本日の参考資料を、後日、委員会に提出させていただく。」

嶋田委員長の進行により、質疑応答が行われた。

丹野委員から「お話をお聞きすると、誤解、萎縮、過剰反応があるとのことだが、中小規模事業者へ個人情報保護法の内容をしっかりと周知・広報することは非常に重要であると認識している。また、当委員会は、パンフレット等を作成し、これらを使用した研修等を実施しているところである。貴団体においても、研修等を実施されているとのこと、大変ありがたく思う。個人情報をしっかり保護することは、個人の信頼を獲得し、企業の経営リスクを低減するものであり、逆に、個人情報がきちんと保護されていなければ、個人の信頼も企業の信頼も失墜し、経営リスクが増大してしまう。そういう観点からすると、貴団体の果たす役割は非常に大きく、貴団体としての自主的取組を期待したい。この点について、何かお考えがあればお聞かせ願いたい」という旨の発言があった。

これに対し、日本商工会議所から「まさにそのとおりではあるが、個別の企業にとってはどうかというと、法律はなかなか読まないという、セミナーがあれば参加はするが、パンフレットは丁寧に作っていただいても配布するだけでは理解が浸透しない。そのため、どのように周知していくかは今後検討する。例えば、普及しているLINEやスマートフォン等の情報通信ツールを活用することが一案であると考え。やはり、なぜ個人情報が重要かということが理解できていないというのが実情である。当初、個人情報はプライバシーのイメージであると理解していたが、最近は、個人情報は収集した人が活用する経済的価値のある財産で、経済活動にも利用できることを認識した」旨の発言があった。

これを受けて、丹野委員から「先ほどのお話の中でQ&Aがあったが、当委員会のホームページに詳細なガイドラインやQ&Aを公表している。我々も更に取り組んでいくので、更なる努力をお願いしたい」旨の発言があった。

其田事務局長から「当委員会の情報発信の取組についてご紹介したい。当委員会ホームページにおいてQ & Aを作成・公表しているが、当委員会のホームページを刷新し検索しやすくしたところであり、ぜひ会員企業様に周知してほしい。また、スマートフォンにも対応し、コンテンツが縦に表示されるように改善した。また、セミナーへの講師派遣は重要であると考えており、年間を通して企業・自治体等に呼ばれ、毎日のように職員が対応している状況である。なお、御指摘の講師派遣に関する100人というような基準はない。確かに30人と300人のセミナーの日程が重複してしまった際は、マンパワーに限りがあるため300人の方を優先することもあるかもしれないが、広く周知していくことが重要と認識しており、御要望と状況に応じて調整したい。引き続きよろしくお願ひしたい」旨の発言があった。

これに対し、日本商工会議所から「これまでも委員会には色々御協力を仰いでおり、引き続き委員会に尽力いただきたい」という旨の発言があった。

嶋田委員長から「こういう会を持つことで現状を知るという目的で開催しているので、忌憚のない意見をいただきたい」旨の発言があった。

藤原委員から「委員長が述べたとおり、せつくなので忌憚のないところ、実態がこうだという話を教えていただきたい。まず、各方面での意見でも、個人情報保護を強化すべきという意見が多いのが現状ではないかと思われるが、そのような声について貴団体としてどう考え、どう対応・発信されようと思っているのか。2番目に、中小企業と小規模事業者とで、個人情報保護法への対応能力が異なると思われるが、どうお考えか。3番目に、人材不足からITを活用しているとのことだが、一般家庭用のPCのセキュリティでは漏えい等のおそれが高まる。消費者等からすると、大企業からであろうと中小企業からであろうと漏えい自体は同じであるため、中小企業を含め広く普及するEコマース等の保護水準を、中小企業のみ緩和するというのは難しい。これについて、率直にどう考えるか。4番目に、EUと取引する中小・小規模事業者は、GDPRを認識しているか。5番目に、個人情報を理由に貴団体内において名鑑が作成できない、また情報共有ができないとのことだが、十数年前の旧法施行時に過剰反応が生じた頃と実態は変わらないのか」という旨の発言があった。

これに対し、日本商工会議所から「全会員に聞いたわけではないが、個人情報保護を強化してほしいとの声は聞いたことがない。強化の中身にもよるだろう。前回の改正時には5,000人要件が撤廃されたが、いずれにしても、不十分であるとの意見を耳にしたことはない。2番目に、中小企業と小規模事業者との違いについては、中小といっても製造業では、従業員数300人までの大きな企業も入ってくる。一方、小規模も範囲が色々ある。この先

般の5,000人要件撤廃との関係でいうと、会員企業の、例えばクリーニング店・花屋・個人のレストラン等、お得意様の名簿の重要性は各々認識しており、規制がなければできないことがあるのか疑問。中小零細企業においては、規制を設けるにあたっての立法事実が不十分であったように思う。3番目に、大企業とは異なり、ECサイトへの対応はこれからという認識である。進んでくれば問題が出てくるのかもしれない。4番目に、GDPRは名前くらいは知ってはいるものの、新聞報道以上の内容は良く知らないだろう。海外と取引のある会員企業は全体の2%ほどであり、それもアジアとの取引が中心でEUとの取引は限られていると思われる。5番目に、旧法制定当時の状況は承知していない」旨の発言があった。

更に、藤原委員から「中小規模事業者において進められているIT化について、PCを1人1台使っているような事業者と、家のPCくらいしか使っていない事業者とでは、個人情報の取扱いに大きな差はあるのか」という旨の発言があった。

これに対し、日本商工会議所から「ITの成熟度については、企業により異なるものであり、従業員の多さにもよる。そのため、企業の規模にかかわらず、守るべき法律と実態とを合わせることが難しい印象があり、敬遠してしまうことが多いというのが地域の企業の実情ではないか。平成17年や先般の改正のような大きなエポックメイキングがない限り、個人情報について関心は湧いてこないのではないか」という旨の発言があった。

熊澤委員から「中小企業については、委員会でも長年の課題としており、どう対応していくか、分かっていただけか、苦心してきた。過去には説明会などについて商工会議所とも共同でやらせていただいたこともあり、大変ありがたいと思っている。中小企業、小規模事業者にどのようなマインドがあるのか、また新たに聞かせていただき、参考になった。

個人情報の取扱いに関しては、誤解、萎縮、過剰反応というのがやはりあって、なるべく個人情報に関わりたくないというネガティブな対応が特に中小規模事業者の方に多いということはある程度分かっていたが、商工会議所の活動において、色々と難しい現実もあるということをお話いただいて、改めて認識した。商工会議所にとってもその部分はやはり課題であると認識されているように感じた。そういう意味でも、このまま置いておくわけにはいかないと思うので、どうやって理解していただく、あるいはどう考えていただければいいのかということだと思う。

とりわけ一つは経営リスクの問題、もう一つはもっとポジティブに個人情報を扱う、ある意味これからの中小企業にとって大きな課題であり、そこをうまくやっていけば、より発展できる企業も出てくると思うので、そうい

った観点から言えば、大きくは経営者の意識の問題ではないか、どういう風に経営していくのかということだと思うので、そういう観点からの取組を今後どうしていくのか考え方を伺いたい」旨の発言があった。

これに対し、日本商工会議所から「中小企業の問題意識としてもう一つあるのは、事業承継の問題が言われており、日本では二百数十万社と言われている中で、半分の百二十数万社が後継者に悩んでいる。経営者としては60代後半位に来ているので、今後10年以内にほとんどが廃業してしまうという問題があるという中で、経営者が若返りをいつ図るか、という中でデジタル化時代への共通マナーに切り替わるのが、今後10年以内に起こってくれるという期待もありながら、現在の経営者に対してどう防御手段を備えてもらうのかというのが課題。経営者のみならず、企業体としてどうやっていくのか、また我々のような支援団体やITベンダーかもしれないが、そういう皆で守っていく仕組みを、個人情報のみならずセキュリティも含めて考えていかなければならないという意識は持っている。

個人情報保護法ということで、特に保護の面に強く意識が持っていられるため、まさに今、熊澤委員がおっしゃったように、個人情報を活用してほしいという方々に対してどういうフォーメーションが取れるのか、考えていけると良いと我々も思っている。個人情報保護の強化の話が藤原委員からも出たが、強化の面では、ベネッセの事件を見ても、少し意見が分かれるかもしれないが、企業体がいくら頑張っても一人犯罪者が出てしまえば、それで企業が多大な経済的損失を負ってしまうというのも事実なので、悪人が出ないようにどうするか、もしかしたらペナルティの部分で今の法律で足りない部分があるのであれば、少しお考えをいただいた上で、利用をどう進めるかというのもありながら、悪人が出ないようにどう取り締まるかというの、ぜひ委員会の立場でお考えいただくとありがたい」という旨の発言があった。

中村委員から「移住と起業に関して、移住者にとって個人情報保護を含む情報を自治体に出すことの負担感があるという話を伺ったが、情報連携のようなものを自治体で進めていて、ワンストップサービスのような形で移住プラス起業といったサービスが盛んになると良いという声がそちらに届いているか」という旨の発言があった。

これに対し、日本商工会議所から「マイナンバーが導入されたときにも、我々が、色々な手続が円滑化するよう、ワンストップでと要望を出しているので、同様の趣旨で受け止めていただきたい」旨の発言があった。

大滝委員から「先ほどの熊澤委員の発言と関わりがあるが、中小企業のコンテクストの中で、個人情報の問題だけを特別に取り出して説明しても、現

実の経営者が置かれている環境を考えると、会社の中で情報化をいかに推進し、そのことでいかに生産性を高めたら良いか、という背景の中で個人情報情報の利活用を説明していかなければ、なかなか個々の中小企業の経営者にとっては理解がしにくいし、どうしたら良いか分からないのではないかと。まさに御説明のような情報化の推進は、1社でやれといっても難しいので、事情が良く分かっている外部の機関や外部のベンダー、ソフトウェアを良く分かっている同じような規模の小さな専門企業がサポートする体制を、商工会議所の中で作っていかないと、なかなか現実にはうまく進まないのではないかと懸念を抱いているが、どのように考えるか」という旨の発言があった。

これに対し、日本商工会議所から「実はITコーディネータの資格を私も取っており、これは三村会頭をはじめ中小企業のIT化の推進をどう進めていくかという中で、我々自身がITの素養を持って臨む必要があるということで、いま全国の3,500人の経営指導員が、ITコーディネータとまでは言わないが、ITパスポートなりを持つようにサポートしている。平成18年からこの職に就いているが、情報化がなかなか進まない。何故かという、経営の課題を抱えている方に、いきなりIT、セキュリティと言っても、経営のコンテクストに入っていない。セキュリティも同様であり、なんとか経営者のマインドに嵌るような形の落とし込みが必要で、その点は御指摘のとおりと思う」と旨の発言があった。

嶋田委員長から「忌憚のない意見をいただき感謝。いずれにしても、私共も協力していきたいし、私共で何か力になれることがあれば、一緒にやっていきたい。商工会議所をはじめとする中小企業の活動は、日本経済に占める割合が大きいので、重要な領域だと思うので、今後とも忌憚のない意見を言っていただけたらと思う。いただいたご意見も含め、個人情報保護を巡る様々な状況について、各方面の意見を聞きながら、課題を整理、検討してまいりたいと思う。今後とも意見交換できるようにさせていただきたいと思うので、ご協力のほどよろしくお願ひしたい」と旨の発言があった。

続いて、ヒアリング対象の団体として、全国商工会連合会の乾専務理事が会議に出席した。

乾専務理事から、以下のとおり口頭で説明が行われた。

「一昨年前の5月に対象が拡大され、その当時、一番関係が深いとされた組織であるが、今日はその後の状況について、我々の把握している内容を限られた時間の中で報告したい。商工会という組織は場合によっては、なじみのない委員もいるかと思うので、どういう組織かを口頭で紹介したい。東京

をはじめ大都市を中心に展開している商工会議所と機能は類似しているが、大都市以外の市町村の小規模企業に対する経営支援の全般を行うことを任務としている組織である。昭和36年に発足し、全国で現在では1,653商工会がある。人口の少ないところなので規模は小さい。商工会の役割は、各種案件に対する、よろず相談組織であり、生産性向上、労務、IT、経理などの細部に至る相談に応じる。したがって、IT全般、個人情報も含め、地方における小規模企業の様々な課題に対する相談に応じる組織ということで活動している。現在、会員数は80.3万人で、全体としては会議所より少し小さいが、国土の4分の3という広い地域で展開している。会員数では3,000名を超えるところもあり、50名位しかいないところもあり、規模に格差がある。相談窓口と言っても必ずしも全てが商工会で解消できるものではないので、特に最近注目されている働き方改革や個人情報保護も対応を迫られている重要な課題である。しかし残念ながら専門家がいるわけではないので、外部の専門家、社会保険労務士などの有識者に依頼をして、相談窓口を設けて会員のよろず相談に応じているのが現状。本日の個人情報保護の問題に関して、一昨年前の5月までは、5,000件以下のものは適用除外であったのが、小規模事業者の大多数に規制の対象が広がった。商工会の会員80万のうち、我々の分類では、9割位が小規模事業者である。中小企業基本法の定義でいうと、製造業で20名以下、飲食店や旅館業のようなサービス業だと5名以下、を小規模企業と分類している。これが9割弱を占める組織であるため、大多数の会員がそれまでは対象にならなかったものが一気に広がったというのが、法律の適用の実態であった。まずは、商工会の役割として、規制や法律の内容を会員の末端に至るまで周知するのが第一の役割である。商工会には使用者と被用者の関係もあり、まず商工会自らが規程をつくり、プライバシーポリシーを定め、更に基準を整備するのが仕事である。昨年12月末に商工会を対象に調査をしたが、規定の整備が100%には至っておらず72%に留まっている。プライバシーポリシーの整備は64%である。保護に関する基準の整備は39%に留まっている。相談を受けて指導や支援をする立場としては反省しつつ、更にレベルを上げていきたい課題は商工会内部の話であるので引き続き努力を続けていきたい。一方、会員の圧倒的多数が小規模であり、残念ながら、会員企業一つずつに対しての調査に取り組んでおらず報告できないが、この1年半の間に、個人情報保護の問題に関して大きなトラブルや事故の報告が上がってきていないのは幸いな状況。その理由の一つには、中小規模の事業者の一般的な傾向として、まだ周知が十分には行き届いていないことがあると思う。今回のヒアリングに当たって、全部にはないが、サンプルヒアリング、電話による聴取を行い事業者に聞いた中で、そもそも

法律の適用対象になっている認識がなかったというのが、まず第一に出てくる、これは商工会の努力不足も否めない。その他に、人手が足りない、経営面で色々制約がある、景気は上向いてこないという地域の中小規模事業者にとって、余裕がなく後回しになっている。ある種の言い訳かもしれないが、何をどう取り組めばよいか分からない、という率直な声も挙がっている。そういう中で、類似の制度であるマイナンバーに関しては納税にも関わるので取り組んでいるが、個人情報保護については後回し、というのが、残念ながら中小規模事業者の本音であろうと思われる。これをクリアするのが大きな課題として認識。必要性の認識に関しては、国、行政の方から、繰り返し継続的かつ大規模な、周知の取組を是非お願いしたい。私も商工会組織としても一緒に、相乗的に末端から浸透させていくような努力を続けていきたいが、国又は地方行政を含めて周知の努力をお願いしたい。もう一つは、経営資源の乏しい小規模の企業の場合に、体制を整えること。そのポイントはIT投資であると考え。パソコン一つを導入するのもIT投資と捉える規模のレベル感で、そこは大企業とレベル感が異なるかもしれないが、プリミティブなものを含めてのIT化をどう推進・普及させていくのか。中小企業政策の話になるが、生産性の向上という題目で予算措置もなされており、このIT投資の支援の拡大について継続的な措置をお願いしたいのが二つ目である。余談になるが、消費税の軽減税率がこの10月にスタートする。支援措置の中でキャッシュレスやレジスター、ポストレジットの導入支援が国の方で講じられている。予算が通れば実行されると思うが、基本的に同じようなシステム、ハードは同じイメージでそこにアプリケーションを追加していくことと思うが、支援の拡大をお願いしたい。それまでの間、努力不足と申し上げたが、一昨年前にまとめられたガイドラインで、これまで制度になじみのなかった企業への導入に際して、我々も必ずしも全て理解できたとは自信をもって申し上げられないが、小規模な者に対する道筋がガイドラインに示されていると理解している。これを、有効なものとして取り組もうと思っても分からない者に対するツールとして使わせていただきたい。それで商工会としてどうかと申せば、取組を続けるに当たっては、IT投資や人材育成等に関して相談があれば回答が出せるが、商工会として積極的に幅広く会員に周知を徹底したり、こちらから働きかけるのは難しい、というのがサンプルヒアリングで出てきたものである。これは我々で考えるべき話であるが、まだ徹底していない小規模事業者への働きかけのツールがあれば、指導いただきたい。資料無しで漠とした説明となり恐縮ではあるが、商工会が関連した内容は以上である。」

嶋田委員長の進行により、質疑応答が行われた。

丹野委員から「中小企業において、個人情報保護法の対象となったとの認識がないため、当該事業者個人情報保護法の内容を周知・広報することが非常に重要であるとの点、企業側から言えば、個人情報の保護は、直接企業の経営リスクを低減するものであるという点については認識が一致していると理解。事業者に対し、個人情報保護に関する取組を理解し後回しにせず取り組んでいただけるよう、貴団体として積極的かつ自主的に取り組んでもらいたいと考えており、当委員会としても可能な限りサポートしたいと考えているがいかがか」という旨の発言があった。

これに対し、全国商工会連合会から「相談窓口の機能が十分であり、積極性が必要であるとの御指摘はもっともである。ただ、当団体には様々な分野の相談が寄せられている中で、新しい法令が出た場合に、積極的に会員事業者を訪問し、変更点や施行日等に関する周知を行うなどの取組は実施しているが、その後のフォローアップのきっかけをつかみにくい現状があるとの趣旨で発言したもの。フォローアップの方法については模索中であるので、良いアドバイスがあればいただきたい」旨の発言があった。

さらに、丹野委員から「当委員会では、資料については分かりやすいパンフレット等も作成している。これらのツールについて要請があれば用意し、支援したい。まずはこれらの資料等を活用してご尽力賜ればありがたい」旨の発言があった。

これに対し、全国商工会連合会から「当初から当団体にも必要部数を配布いただいているため、改めて、当該資料を持参して事業者に働きかけることを組織として徹底したい」旨の発言があった。

藤原委員から「率直に説明いただき感謝。何点かお尋ねするので、実態はこうだという忌憚のないところをお話しいただきたい。世間では、個人情報の保護を強化すべきという意見や個人の権利を強化すべきとの意見が多いと感じているが、そのような声についてどう考えるか。また、法施行後、事故報告等がないが、それは認識がないからかもしれないとの説明があったが、何についての認識がないという趣旨か教えてほしい。さらに、小規模事業者でもIT投資等を行い個人情報を扱うようになれば個人情報保護法の対象になるが、eコマース等の事業に関する保護水準について、中小企業のみ緩和するということは困難。これについて、どのように考えているか教えてほしい」旨の発言があった。

これに対し、全国商工会連合会から「世間の認識が高まったため、小規模事業者としても一般的な傾向は承知しており、個人情報保護法上やるべきらしい、やらなければこうなる、といったことについては認識しているが、

経営者が多忙な中で、個人情報保護への対応に係る優先順位が上がっておらず、後回しになっている現状がある。これについて、世の中の流れとのミスマッチやギャップがあるということは認めざるを得ない。この点については、経営リスクを払拭していくためにどのようにすべきかという観点で、経営指導時にきちんと考え、正確に伝える必要性を感じているが、どの程度力を入れていくべきかという点について悩ましいという観点から発言した。また、事故報告がなかった理由は、労使ともに関係者が個人情報保護法の対象に位置付けられたとの認識が不十分であることが最も大きいと考えている。これに関しては、法制度や対応マニュアルについて、継続的にアナウンスすることが重要であると考えている。IT投資については、制度上も現実的にも、規模の大小により変わることはないという認識。どのようにすべきかという方法論と、国や自治体の支援があれば最大限活用したいと考えている。なお、この点が生産性の向上やリスクの低減に役立つことは多くの経営者が認識しているため、中小企業政策に係る部署に対しても要望しながら具体的な方法論を見出してやっていきたい。委員会としても、IT投資等が生産性向上につながることにについて、該当部局に働きかけていただけるとありがたい」旨の発言があった。

小川委員から「先日、当委員会のホームページがリニューアルされ、スマートフォンでも見やすくなったので、是非忙しい事業者にも移動時間などに見ていただきたい。ヒヤリハット事例集やFAQも掲載されているので、気付きを与えるツールとして使っていただきたい。IT化やセキュリティ対策は、個人情報保護や経営全般にわたって必要だが、全国商工会連合会全体や商工会における自主的な取組はどうなっているか。また、IT化で何をやれば良いか分からない事業者は多いと思うが、事業者における良い取組事例を発表したり、お互いを高め合える取組もあると思うかどうか」という旨の発言があった。

これに対し、全国商工会連合会から「全国横断的な取組は平成初期から行っており、例えば、経理業務について指導をしてきた。当会は経理システムのネットワークに長い間投資をしており、当該ネットワークは全国の商工会で使用されており、その中で情報のやり取りがされている。当該システムは経営者個人の情報等も含んでいるが、適切に管理しながら使用しており、これまで大きな事故は起きていない。当会の主業務は、企業を強靱化することであるので、経営に関する好事例のコンテストや表彰は行ってきた。情報システム関連では行ったことがないが、全国的なネットワークを使っ

これに対し、小川委員から「新しい取組を期待する」旨の発言があった。

嶋田委員長から「個人情報保護をめぐる様々な状況について課題を整理している状況だが、本日は、中小規模事業者の本音の話をしていただき参考になった。委員からも個人情報保護法の理解・浸透のための方法論のアドバイスをさせていただいた」という旨の発言があった。

以上